

篠崎・進士法律事務所報

2010年 新春号



人格権 02

所長弁護士 篠崎芳明

凛として 03

副所長弁護士 進士肇

成年後見制度の利用 03

弁護士 石黒一利

事業再生ADRについて 04

弁護士 進士肇

「仮釈放」書評 04

弁護士 中山祐樹

敵対的企業買収に関する 裁判例について思うこと 05

客員弁護士 山口和男

民暴ABC(中編) 06

弁護士 小川幸三

遺言と相続税 07

税理士 藤代節子

近況報告 08

人格権

篠崎進士法律事務所 弁護士 篠崎芳明

「人格権」とはどのような権利なのか。うか。

「人格権」は、一般の社会生活においては、なじみの薄い法律用語です。裁判実務においては多義的に使われますが、敢えて言えば、広く「人として命と尊厳を尊重されるべき権利」と定義できるでしょう。物権や債権などの財産権に比してより尊重されるべき大事な「人」の権利です。「人」には、もちろん法人（企業）も含まれます。

私が裁判の場で最初に「人格権」の存在を主張したのは、昭和50年代のまだ貸金業法が制定される前で、暴力団金融業者による債務者やその家族への「追い込み」（強制的取立行為）が多大な危害を及ぼしていた頃でした。当時、夜間の自宅や、勤務先に赴いての暴力的取立が公然と行われており、夜逃げ、一家離散などが後を絶ちませんでした。ところが、警察は、「民事不介入」として暴力団の強制的取立行為を傍観し、弁護士も、一般にお金にならず相手方からの暴力的反撃が懸念されるこの種の案件を受任することには消極的でした。

しかし、人権の擁護と社会正義の実現を

使命とする弁護士がそれによいのか。私は、敢えてこの種事案の受任を回避せず、強制的取立行為に法的に対抗する術を検討しました。そして、強制的取立行為は禁止されるべしと裁判所に訴え、かかる行為の禁止を命じる決定を求めて仮処分申立てを行いました。

この申立てに際して、被保全権利（仮処分決定を得るためには、保護されるべき権利が必要で、これを「被保全権利」といいます。）として主張したのが「人格権」でした。私は、裁判所が発令した強制的取立行為を禁止する仮処分決定書を警察に提出し、その協力を得て被害者の保護と被害の防止を実現しました。警察は、裁判所の仮処分決定があれば、民事不介入の立場をとることはありませんでした。

ところで、「人格権」は、昭和40年代から各種の裁判で主張されましたが、最も有名なのは、昭和50年代に提起された大阪空港（伊丹空港）周辺住民による、飛行機の夜間離発着差止請求訴訟でした。この事件の第二審判決（大阪高裁）は、人格権について、「おおよそ、個人の生命・身体、安全、精神的自

由は、人間の存在に最も基本的な事柄であつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきものである」と判示したのです。

私は、この判例を、強制的取立行為差止請求の法的根拠（被保全権利）として応用したのでした。

昭和60年代に静岡県浜松市で暴力団事務所追放訴訟が提起されました。同種訴訟の提起を公表した住民側代理人弁護士が、相手暴力団組員に刺傷されるという事態を受けて、全国の弁護士が多数参加して、あらためて暴力団事務所追放訴訟を提起したのでした。

私は、住民側弁護団の筆頭副団長としてこの訴訟に参加しましたが、暴力団組事務所の使用差止請求申立書の起案担当を命じられ、迷わず被保全権利を「人格権」としました。

弁護団の中には、聞き慣れぬ権利主張に一部異論もありました（当時は実務家の間でも「人格権」は一般的ではなかったのです）。が、他に適当な被保全権利が見あたらなかったことなどから、私の意見が弁護団全体の支持を受け、裁判実務において初めて、暴力団に対する組事務所使用差止請求の法的根拠として人格権を援用したのでした。はたせるかな、裁判所は住民の人格権を法的根拠として暴力団に対して組事務所の

使用差止めを命令する仮処分決定を発令したのでした。この裁判を機に、今や人格権は、暴力団組事務所追放法理として実務において確立し定着しています。私にとって懐かしく、少々誇らしい思い出のひとつです。

私は、この世の誰もが、それぞれの人格権を尊重され、平穩に生活できる権利があると考えます。しかし、世の中には多くの矛盾と不条理が跋扈し、日々多くの人の人格権が侵害されています。

篠崎進士法律事務所は今後も、誰もが命と人間としての尊厳を尊重される、すなわち人格権を尊重される社会の実現を目指して、個々の案件に真剣に取り組み、依頼者の権利実現のために、地道に誠実に努力を重ねて参る所存です。

2010年（平成22年）1月



太陽と天秤により正義と公平を象徴する当法律事務所のイメージマークです。

凜として

篠崎進士法律事務所 副所長 弁護士 進士肇

平成20年9月のリーマンショックから1年以上を経過しましたが、未だ経済は回復軌道に乗っていません。我が国では約半世紀にわたって続いたゆるゆる55年体制が終焉し、民主党政権が発足するなど、「歴史的」とも言える変化がありました。

そのような厳しい環境の中であって、当事務所はあらゆる業務分野において、昨年一年間順調に仕事をこなすことができ、また新たな気持ちで平成22年を迎えることができました。これも平素からの皆様方のご厚情の賜であると感謝しております。私は今年も着実に、陣容を充実させながら、さらに高度なご要望に対応できるよう努めていく所存です。

平成21年度の私の仕事としては、3月に1週間違いで2件、大型の民事再生申立てを行ったことが特筆されます。そのために特に3月から7月まで多忙を極めました。両案件のスタッフを可能な限り同一化して、会議等の手間を極力省いたことにより、何とか走り抜くことができました。そしてこの経験を通して、若手弁護士と事務スタッフが見違えるほど成長したことが大きな収穫でした。その合間にも、中小企業再生支援協議会と協働した私的再建案件、株主総会検査役、ある中小企業の役員職務執行停止に伴う職務代行（取締役兼代表取締役）就任等、なかなか得難い経験をさせていただきました。苦勞し、悩みながらも、何とか元気に職務を全うするこ

とができたのは嬉しい限りです。

公務としては、平成21年度の新司法試験 審査委員（商法担当）の職務を無事に果たすことができ、本年度も3年目の審査委員を拝命しております。東京弁護士会倒産法 部事務局長の仕事も、予期せぬことに2年連続で務めることとなりましたが、こちらもあり残り3か月と、いよいよラストスパートに入りました。事業再生実務家協会による事業再生ADR手続の本格的開始、企業再生支援機構の発足、日本航空再建問題の進展、はたまた債権法改正問題について法制審議会が始動というように、事業再建の環境は激変が続いておりますが、これらをフォローアップするよう研修等に積極的に取り組んでおります。平成20年11月にお披露目した「特定非営利活動法人（NPO法人）遺言・相続リーガルネットワーク」も、多摩信用金庫・ソニー生命保険との提携関係を充実させながら、各種マスメディアにもとりあげていただき、認知度も高まってきました。プロボノその他の活動は、つい忙しさにかまけて疎かになりがちですが、可能な限り取り組んで参りたいと思っております。

昨年は、明治初期から昭和にかけて、誇り高く、日本で、世界で生き抜いた先人の書に心を奪われました。杉本鏡子「武士の娘」、石光真清「石光真清の手記」、石光真人「ある明治人の記録 会津人柴五郎の遺書」などです。「武士の娘」は「月刊文藝

春秋」誌に連載の藤原正彦先生による「名著講義」に刺激されて読んでみたのですが、大岩美代氏による美しく格調高い日本語に感動して、つい原書の「A daughter of the Samurai」に手を出してしまい、今も四苦八苦の最中です。これら先人の如く、背

成年後見制度の利用 弁護士 石黒一利

相談者 最近、父に先立たれた母の物忘れがひどいのですが、今後、財産をきちんと管理できるのか心配です。何かよい対策はないでしょうか。

石黒 物忘れのほかに、昼夜が逆転したり、突然変な言動があったりすることはないですか。

相談者 あつ！そういうえば、夜中に起きて洗濯をしたり、食事を作ったりしています。石黒 もしかしたらお母様は認知症に罹患しているかもしれないですね。認知症であれば、成年後見制度の利用をおすすめします。

相談者 成年後見制度？？？

石黒 成年後見制度とは、家庭裁判所により選任された後見人が対象者の財産管理や身上監護を行う制度です。後見人が代理せずに行われた対象者の行為は原則として取消の対象となります。対象者の判断能力の程度によって、後見制度、保佐制度、補助制度があり、順に、対象者が単独で行うことができる法律行為の範囲が広がっていきます。

相談者 その成年後見制度を利用するにはどうしたらよいですか。

石黒 家庭裁判所に対し申立てを行います。その際、申立費用が1万円程度と鑑定費用が10万円程かかります。また、申立書に財産目録と収支状況報告書を添付しなければならぬため、資産又は負債が多い人の場合や、財産状況がよく分からないため、調査をする必要がある場合には、その作成が大変かもしれません。そのときは、弁護士が代理人として申立てを行った方がよいかもしれませんね。なお、申立てから後見開始決定までは早くても1、2ヶ月程度です。

相談者 分かりました。早速、成年後見制度を利用してみたいと思います。

平成21年も特に下半期になってから、「事業再生ADR手続の申請をした」というニュースを良く聞くようになりました。日本アジア投資、ウィルコム、コスモスイニシア、アイフル、さいか屋などがこの手続の申請をしています。最近話題になっている日本航空の再建問題でも、つなぎ融資を得るための事業再生ADRの利用が取りざたされています。さて、この「事業再生ADR」って何でしょうか。

事業再生ADRは、過剰債務に悩む主に大企業向けの事業再生の手法で、訴訟手続によらず中立的立場の専門家（事業再生実務家協会（JATP）選定の手続実施者）を介して紛争解決を図る方法です。当事者間の話し合い（私的再建・私的整理）と、裁判所による裁判（法的再建・法的整理）の中間に位置する手続であり、認証紛争解決事業者であるJATPが仲介に入り、事業再生計画に基づいて当事者間の権利調整を行います。「ADR」は裁判外紛争解決手続の略称です。

平成19年に産業活力再生特別措置法が改正され、「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律」（ADR法）に基づいて法務大臣より認証された紛争事業者のうち、さらに経済産業大臣の認定を受けた機関は、事業再生を取り扱えることとなりました。そこで、JATPは、平成20年10月に認証紛争事業者としてADR認証（第21号）を受けた後、同年11月、産活法に基づいて事業再生に係るADR機関として第1号の認定を受け、平成21年2月より業務を開始しました。なお、私もJATPの正会員と

して登録しております。

事業再生ADRの特長は、私的再建と法的再建の「良いところ取り」だと言われます。私的再建の長所・短所は、法的再建手続と裏腹の関係にあります。最大のメリットは原則として取引先を対象とせず、金融債権者のみに債権カットを願ひし、しかも債権者と対象債権者との間で秘密裡に行われるのが通常なので、事業価値の毀損が少なくという点です。他方、再建案成立のためには、多数決ではなく対象債権者全員の同意が必要であり、これが大変高いハードルになっています。

この点、JATPによる事業再生ADR手続は、中小企業再生支援協議会同様に私的整理ガイドライン（GL）を原型としていますが、その手続の詳細は「一時停止の通知」から「事業再生計画案決議のために債権者会議」まで、産活法48条が委任する経産省令に詳細に規定されています。また、産活法により、資金繰り維持のためのプレDIPファイナンスの円滑化（中小企業基盤整備機構による債務保証等）、対象債権者の同意が得られず法的整理手続に移行する場合の特定期間の特例、法人税法により、評価損の損金算入と期限切れ欠損金の優先利用といった税務上の優遇措置など、私的再建を支えるメニューが揃っています。

急激に資金繰りが悪化した企業においては、ぜひ一度事業再生ADRを検討すべきですが、使いこなすにはお金と共に何よりも「時間」が必要です。ご相談はお早め。というのも、この手続は申立前に再建計画案の策定を済ませて臨む必要であるところ、

再建計画案の要件も経産省令で厳格に定められており、その際、「お化粧した財務諸表」ではなく、徹底して実態を反映した正確な財務資料を作成しておく必要があります。弁護士、公認会計士等の専門家が既に関与していることを前提としているため、この段階で

「仮釈放」 著者/吉村昭（新潮文庫）

弁護士 中山祐樹

本作は、浮気をした妻を刺殺し、その相手の男を刺傷し、さらにその男の家に火を放って男の母親を焼殺した罪で無期懲役の判決を受けて服役し、16年後に仮釈放された元高校教師の男を主人公とする長編小説です。

本作においては、仮釈放により刑務所を出た主人公が、更生保護施設に身を寄せ、仕事に就き、施設を離れて自ら住居を借り、保護司の指導を受けながら社会生活をしていく様子が、克明に描かれています。本作は純粋なフィクション作品ということですが、綿密な取材に基づく歴史小説を数多く手がけた著者によるものであり、本作の描写も、細やかな情景や心理を交え、非常に迫真性に富んでいます。

本作の結末は何とも言えないものであり、ぜひ一読いただければと思いますが、一方で、本作は、刑を終えた者が社会生活に復帰する過程の事情を知る一助としても、意義深い一冊といえます。

昨今、裁判員裁判の導入や著名人の一連の刑事裁判報道により、判決における刑の軽重がクローズアップされる機会が増えていますが、本作は、刑を終えた後の更生のあり方についても、考えるきっかけになるのではないかと思います。

時間が相当にかかるからです。

事業再生ADR手続については、経済産業省、法務省、事業再生実務家協会のHPや、「事業再生ADR活用ハンドブック」（事業再生実務家協会編）も参考になりますので、ご覧下さい。

敵対的企業買収に関する裁判例について思うこと

客員弁護士 山口和男

買収者にとって現経営陣が承認した

1 買収の方が好ましいことは当然ですが、現経営陣と交渉したが首尾よくいかなので強引な手法にでる、いわゆる敵対的買収が多いようです。敵対的買収への対抗策が問題となったものとして、最近注目を受けた2件の裁判例

①ライブドアに株式を買い占められたニッポン放送がフジテレビに対し行った新株予約権発行の差止請求を認めたもの（東京高決平17・3・23）と、②ステイール・パートナーズに株式を買い占められたブルドックソースが既存株主に対し行った新株無償割当ての差止請求を否定したもの（最決平19・8・7）があります。

2 企業が市場で株式を発行し資金調達した以上、これを買収した者が大株主となり、その意向に基づき株主総会の役員選任決議により現経営陣の退陣を求め新経営陣に変えることができるのは当然のことです。そこで、株式を買い占められた現経営陣は、新株又は新株予約権（以下「新株等」といいます）を現経営陣側に属する者に発行し、買収者側の持ち株割合を低下させる事で対抗するのが一般的です。これに対し買収者側は、新株等の発行の差止を求めて対抗することになります（会社法210条、247条）。

これに対して、平成17年5月経済産業省と法務省は共同で「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防禦策に関する指針」を公表しました。同指針は、事前的敵対的買収の防禦策として「差別的行使条件付新株予約権」の発行による対応

を指針としていますが、このような条件付

3 憲策は、事後的なものとして現経営陣による新株等の発行があり、これに対する買収者からの会社法210条又は247条に基づく新株等の発行差止請求（以下「差止請求」といいます）が認められるか否かが裁判所で判断されることとなります。そこで、差止請求の差止事由について考えますと、①新株等の発行が法令定款に違反する場合と、②新株等の発行が「著しく不公正な方法」による場合が前条項に規定されています。これらが実務上問題とされたものとして、①としては、公開会社において新株等引受人にとり特に有利な払込金額での第三者割当の募集が株主総会の特別決議を経ないで行われた場合が多いようです。②としては、判例法理としての「主要目的ルール」に違反するか否かが問題になるものが多いようです。

ここに「主要目的ルール」とは、会社法支配権を巡る争いが存在した時期に、現経営陣が敵対的株主の議決権を低下させる効果を持つ新株等を発行する場合に適用されるルールをいいます。現経営陣の当該新株等の発行を決定した動機が、資金調達のための必要がないのに自己の地位を保全するために議決権の過半数を確保することを主要な目的とする場合を規制するルールで、このルール違反は②の差止事項である「著しく不公正な方法」によるものに該当し、新株等の発行の差止を認める理論です（東京地決平元・7・25〔筆者が同決定の裁判長〕。その主要目的を確定する基準として、裁判例は「資金調達の必要性」が認められる限り同ルールの適用はなく現経営陣の支配権維持を認める傾向が強いです（東京地決平17・3・16金判1213号21頁参照）。

なお、裁判例は、現経営陣の支配権維持を目的とする新株等の発行であっても、「株主全体の利益の保護」という観点から、それを正当化する特段の事情の存在することを認めています。その特段の事情としては、敵対的買収者が、①会社関係者に高値肩代わりを要求するグリーン・メイラーである場合、②事業に必要な知的財産権等を買収者に委譲すること等を目的とする場合、③会社資産を買収者の債務の弁済原資とすることを目的とする場合、④会社資産の売却等により株価を急上昇させ高値売却を狙う場合等「会社を食い物にしようとしている場合」に限るとされています。（前掲東京高決平17・3・23）。

4

ところで、前掲最決平19・8・7の事例は、現経営陣が敵対的買収者に対する防禦策として、全株主に対し一株に対し三個の割合の新株予約権を無償割当てし、買収者以外の者に対して割り当てた新株予約権は行使できるが、買収者側に割当てた新株予約権は行使できず、会社が買収者から金銭を交付する旨の差別的条項をつけた無償新株予約権割当てを、株主総会の特別決議で決定しました。これに対して、買収者側が「株主平等の原則」違反及び「著しく不

公平な方法により行われた場合」に該当するとして当該無償割当ての差止請求をした事案です。

これに対して、裁判所は、①株主平等の原則（会社法109条1項）は、株主に対する新株予約権の無償割当てにも及ぶこと、②特定株主による経営支配権の取得に伴い会社の企業価値が棄損され株主の共同利益が害される事を防止するために設けられた本件差別条項は株主平等の原則に反しないこと、③株主の共同利益が害されるか否かの判断は株主総会の判断を尊重すべきこと、④会社が特定株主による公開買付けに対抗して行う新株予約権の無償割当ては株主平等の原則の趣旨に反せず会社法247条1号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しないこと、⑤会社が特定株主の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させる為にする新株予約権は同条2号所定の「著しく不公平な方法により行われる場合」該当しないと判断して、当該差止請求を斥けました。この事案は会社法として、新株予約権の無償割当てにより多大な負担をかける防禦策であり、一般的に取らる防禦策とはいえません。

5

このように裁判例では、現経営陣の防禦策について極めて厳しい要件を求めているので、現経営陣は平常の企業経営の段階で、会社が敵対的買収の対象とならないように、会社の資産留保を過剰としないこと、また、株主の意向を入れた経営努力により固定株主を確保したり、場合によっては株式持合いも考慮するなど事前的防禦策の整備が必要です。

何故、違法街宣は絶対に排除しなければならぬのか(中編)

弁護士 小川幸三

弁護士 違法街宣と対決する際、重要なことは、「法的手続を貫くこと」、即ち、「裁判外で解決しないこと」と「損害賠償請求訴訟まで行うこと」です。

前回、お話ししましたように、この違法街宣は彼らの仕事ですから、仕事を早くこなすために、彼らは執拗に違法街宣を繰り返して、近所の住民のふりをして「うるさくて迷惑だ。早くやめさせなさいよ。」等と追い込みをかけ、最後に、好意の仲裁役が出てきて「お困りのようですね。なんとかしましょうか？」等と誘惑しにかかります。

社長 確かに、自宅に苦情の電話が架かってきました！

弁 そうでしょ。考えてみて下さい。普通、近所の人が街宣をかけられている社長のご家族に対して、同情こそすれ、うるさくて迷惑だなんて、わざわざ電話で抗議してきますか？ご家族の皆さんはそんなご近所づきあいはしていないはずですよ。

社長 考えてみれば、そのとおりですね。
弁 うん。それで、仲裁役として登場する

のは、地元の名士だったり、同業者の有力な社長だったり、一見すると社長寄りで信頼のおける人達が登場します。彼らは、話し合いで解決した方がしこりを残さなくて済むよ、弁護士に頼んでも街宣は止まりませんよ等と言って、社長の心を揺さぶってきます。執拗な違法街宣で社長の心が弱っていたりすると、この誘惑は非常に魅力的に見えます。過去、この誘惑に屈して事件が消滅したと思われるケースを何度か経験しています。

しかし、この手法は、「違法街宣」という暴力装置と「助けてあげる」という甘言を用いて、被害者を弁護士から切り離して法的救済を受けられないような状態に陥れて、本来では得られない不当な利得を被害者から得ようとするもので、反社会的勢力の不当要求行為そのものなんです。

ですから、私たちは、絶対にこの手法を拒絶しなければならず、裁判外ではなく裁判所で紛争を解決するしかありません。

社長 判りました。それで、もうひとつの「損害賠償請求訴訟まで行う」とはどういうこ

とでしょうか。

弁 私たちがこれから行う手続は、「街宣禁止の仮処分手続」という手続で、本案訴訟（通常、裁判といわれているもの）の判決を待っていたら回復しがたい損害を被る場合に、裁判所に仮の決定として「街宣をするな」という命令を出してもらおうというもの、本案訴訟を前提とした暫定的なものなのですが、通常はこの仮処分決定によって事実上違法街宣が止まることから、それ以上こちらから本案訴訟を提起しないというのが今までのし。

しかし、この対応こそ、彼らや彼らに違法街宣を依頼した黒幕を増長させてきた原因なのです。彼らは、被害者の生活の平穏や名誉を違法に侵害したにも関わらず、街宣をするなど言う仮処分決定によって、「うるさい弁護士ができてきて、今回は儲け損なっただな。」と運が悪かったことを嘆くだけで、何ら責任をとるつもりがないのです。

違法街宣を行った彼らには、法的責任をとらせる必要があります。具体的には、街宣差止請求訴訟とともに、社長の家族の生活の平穏を害し、かつ、社長の名誉を毀損したとして損害賠償請求訴訟を提起すべきです。

社長 これは効果があるのですか？

弁 あります。いいですか。彼らは仕事として街宣をしただけで、街宣の相手方から何百万円支払えという損害賠償請求訴訟を提起され、弁護士を頼んで応訴しなければならなくなるんですよ。しかも、名誉毀損ですから、自分の方で街宣の内容が真実（または真実だと信じたことが相当）であるこ

とを立証しなければなりません。もともと彼らは「この内容で街宣してくれ」と依頼されて街宣をしただけですから、そんなに加減な証拠で真実性（相当性）の証明を出さずにはいられないでしょう。その結果、こちらの損害賠償請求が認められない訳がないんです（例えば、山口地裁平成15年12月18日判決）。

社長 それで彼らは自発的に賠償するのですか？

弁 しなければ、預金の差押えや自宅の動産執行をすればいいだけのことです。いいですか、本件において裁判で負けた彼らはどうすると思いませんか？

社長 いや、判りませんが。

弁 彼らは、街宣を依頼した黒幕に払わせるんですよ。だって、真実性の証明ができない内容の街宣をしてくれと依頼したんですから。こちらが強制執行したら、それを口実に彼らは黒幕に請求し、黒幕が渋れば彼らは黒幕に追い込みをかけますよ。

社長 なんか怖いですね。

弁 違法街宣をした者に対する損害賠償請求訴訟は、実は黒幕を射抜くためのものでもあるんですよ。

社長 そう思うと、俄然やる気ができますね。

(後編に続く)



遺言と相続税

税理士 藤代 節子

遺言書の大切さを感じるが多くなりました。

昨年のある案件では、遺言書があったものの配偶者の取得がゼロだったため、相続人は遺産分割協議を検討しました。配偶者は相続開始時に意思能力がなく遺産分割協議書に署名押印ができませんでした。

このような状況で遺産分割協議を行うためには成年後見人を選任することが必要になります。成年後見人が選任されるまで早くて、2ヶ月程度掛かるようです。

裁判所から、配偶者以外の相続人全員が押印した遺産分割協議書の提出を求められ、配偶者の取得割合が2分の1以上という条件が付きましました。

相続税は配偶者の相続割合によって、1次相続税と将来の2次相続税の合計に大きな差が出る場合があります。配偶者には固有の財産があったため、2分の1以上相続すると1次相続税は低くなるものの、2次相続税が多額になる計算となり、遺言書通りとなりました。

相続税の申告期限は相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内です。新規でご依頼を頂く時期はだいたい相続から2～3ヶ月経った頃、そこから正確な申告と相続財産の把握が始まります。残高証明書の取得や不動産の名寄せ帳を手配頂き、評価作業を進めていきます。不動産が多い場合には現場調査や資料収集、測量が必要な時は更に時間が掛かることもあります。申告期限までに成年後見人の選任が間に合うのか、ギリギリのケースも出てくると思います。

多額の相続税が掛かるのに、納税を全く考慮していない遺言書も見受けられます。納税地や預貯金を相続税が掛からない配偶者が相続する内容になっているため、納税資金分を配偶者と他の相続人間で貸し借りすることになり、その後どう返済していくかという問題が生じます。事前に相続税の試算をした上で、遺言書を作成されることをお勧めします。



平成21年事務所旅行
秋の京都へ行ってきました!



当事務所のホームページです。



<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。



弁護士 篠崎芳明 (所長)

昨年夏、高知よさこいと徳島阿波踊りをはしごして楽しんできました。私は、この夏祭りから、あらためて日本人の「情熱」と「たくましさ」を実感しました。日本の将来は捨てたものではないとの確信を得たと思います。



弁護士 進士肇

昨年11月に、知人と一緒に那須塩原マラソンでハーフ(21.0975km)を完走し、まだまだイケると確認しました。また、業務多忙と野球優先を理由に控えていたゴルフも11月に解禁。仲間と語らいつながりながら、自然の中で身体を動かしてストレスを解消することの楽しさを、今年も味わっていききたいと思います。



弁護士 小川幸三

昨年は、中学・高校時代の恩師や同級と昔を懐かしむ機会がありました。中学の時の新任教師が今や校長・教頭となられ、卒業後30年という時の流れを感じながらも、人はそう簡単には変わらないものだなとも思いました。私がいつになっても「恩師」は「恩師」なんですよね。



弁護士 寺嶋毅一郎

「センセイ」も走る師走、当方、年末も慌ただしく仕事に追われ……。けれど、賢人曰く「愚図の大忙し」、「忙しいなんて言うもんじゃない。どうしても言うときは『小忙しいです。』と言え。」とか。新年は、体型はともかく、せめて仕事はスマートに、を心がけてゆきます。

近況報告



弁護士 杉山一郎

弁護士登録をして篠崎芳明法律事務所(当時)に入所してから満10年が経過しました。日弁連では、満10年を経過した弁護士に対して、利益相反取引等についての倫理研修を行っておりまして、当職も近々受講する予定です。倫理研修を通して、弁護士としての基本的な責務を再確認したいと思います。



弁護士 山際悟郎

毎年、正月は故郷の長野に帰省しています。元旦に雪が降ると、辺り一面が真っ白な銀世界になり、厳しい寒さと相まって何とも言えないほど清々しい気持ちになります。弁護士登録から4年目の新年を迎えた本年は、更なる法的知識、法廷技術、交渉術等の向上に努めることは勿論のこと人間性の向上にも努めたいと決意を新たにしております。



弁護士 中山祐樹

昨年1年間、各種訴訟案件から民事再生案件まで、様々な案件を担当させていただきました。弁護士登録3年目を迎えて、これまでの経験を生かし、本年もさらに精進を重ねていく所存ですが、まずは苦手な冬の寒さと、それに続く花粉症の春を乗り越えたいと思います。



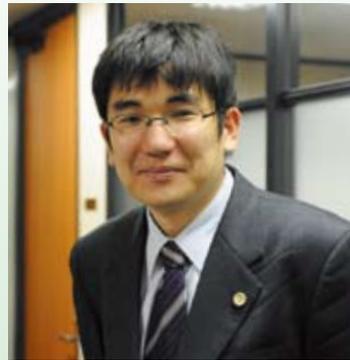
弁護士 石黒一利

あっという間に1年が過ぎ、公私(「私」はゴルフと野球ばかりですが……)ともに楽しく日々を過ごしていますが、自分の仕事を落ち着いて振り返ってみると、あの時こうすればよかったなどと反省をするばかりです。この反省を次の仕事の糧にすべく、これからも日々精進していく所存です。



弁護士 山口和男 (客員)

会社法及び倒産法・一般民事における実務研究、執筆、ロースクール大学院における会社法及び民事法の指導、顧問会社よりの質疑等に対応しております。最近では「判例タイムズ平成21年度主要民事判例解説」等を執筆しました。



弁護士 清水恵介 (客員)

「民事法における詐欺規制の基礎的考察」(『日本大学法学部創設120周年記念論文集(第1集)』93頁)を執筆しました。民事詐欺との対比で、刑事詐欺の役割の重要性を指摘しています。また、2009年1月から施行されているフランスの新しい成年後見法につき、試訳と簡単な解説も行いました(日本法学75巻2号491頁)。



税理士 藤代節子

相続申告をやっていると思うのは、株投資をされている方が当たり前になってきているなどということです。昔はやっている人はやっている、という感じでした。昨年は国内の世界遺産の旅3回目でした。今年もどこか行きたいと思います。